

ご存じですか 農業委員会

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」と「地方自治法」に基づき、市町村に設置される行政委員会です。優良農地の確保のため、現地調査のもと農地の権利異動などの厳正かつ公平な審査実施を行い、地域農業を発展・推進させる取り組みを行っています。

業務の内容

- ①農地法に基づく業務
 - 農地などの売買・貸借(農地法第3条) ●農地の転用(農地法第4条)
 - 農地を転用するための売買(農地法第5条)
- ②農業経営基盤強化促進法に基づく業務
 - 担い手への農用地の利用集積(売買・貸借)・あっせん
- ③農地利用状況情報調査
 - 農地パトロールの実施
- ④研修会などの開催と参加活動
 - 農業委員強化研修会など ●道内外視察研修
- ⑤農地中間管理事業・農地保有合理化事業
- ⑥農業者年金の加入推進業務



農地の賃借料情報

平成27年1月～12月に締結(公告)された、賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

種別	締結された地域	平均額	最高額	最低額	データ数(筆)
普通畑	弟子屈町全域	4,400円	6,000円	2,400円	80
牧草畑		2,400円	4,000円	1,000円	417

今年度の農業委員会総会開催予定日

第22回	4月27日(水)	第23回	5月23日(月)	第24回	6月17日(金)
第25回	7月27日(水)	第26回	8月26日(金)	第27回	9月27日(火)
第28回	10月27日(木)	第29回	11月28日(月)	第30回	12月22日(木)
第31回	平成29年1月27日(金)	第32回	平成29年2月27日(月)	第30回	平成29年3月24日(金)

※事情により開催日を変更する場合がありますので、事前に事務局へお問い合わせください。

次のようなときは農業委員会へ申請・届け出を

- 農地の権利移動(売買・貸借・贈与など)をしたいとき。 ●農地を転用したいとき。
 - 現況証明書が必要なとき。 ●相続などにより農地を取得したとき。
 - その他各種証明(営農証明・適格者証明など)が必要なとき。
- ※各申請書などは、毎月10日までに提出してください。

問い合わせ先／町農業委員会農地振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 9 (直通)

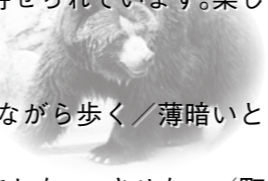
春のヒグマ注意特別月間 期間／4月1日(金)～5月31日(火)

山菜採りやハイキングなどで、野山へ入る機会が増える季節となりました。春は、ヒグマによる事故やヒグマとの遭遇が増える季節です。特に2015年春以降、町内ではヒグマの目撃などの情報が頻りに寄せられています。楽しく過ごすためにも、ヒグマによる事故に遭うことがないように、特に注意をお願いします。

▶ヒグマの被害に遭わないために

- 野山では 事前にヒグマの出没状況を確認する／一人では野山に入らない／音を出しながら歩く／薄暗いときには行動しない／フンや足跡を見たら引き返す／食べ物やごみは必ず持ち帰る
- 日常生活では 家庭のごみは収集日に定められた方法で出す／ごみのポイ捨ては絶対にしない、させない／町内でヒグマを目撃したら、役場農林課か弟子屈警察署 ☎ 4 8 2 - 2 1 1 0 へ、すぐに通報する。

☐問い合わせ先／役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)・釧路総合振興局保健環境部環境生活課 ☎ 0 1 5 4 ③ 9 1 5 4 まで。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/yasei/higuma/shichoson_link_page.htm (道内ヒグマ情報)



弟子屈町排水設備工事指定店 (平成28年3月末現在)

	指定店名	住 所	電話番号
町内	(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
	(株)協和建設	高栄1-2-2	482-2369
	(株)熊谷工務店	高栄4-4-28	482-1941
	鋼管建設工業(株)	美里4-1-20	482-4217
	(株)近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
	(株)佐藤建設工業	高栄2-9-12	482-2357
	(株)大栄電業	泉4-10-3	482-2677
	(株)畑中産業	美里2-9-3	482-3352
	(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
	(株)ホクセイ	泉5-4-1	482-3642
町外	辻谷建設(株)	湯の島2-6-15	482-2177
	明盛建設(株)	桜丘3-1-6	482-1477
	(有)丸高産業	鎧別原野43線西36-4	482-4129
	川端金物(株)	厚岸町宮園1-200	0153⑤23625
	協和建設工業(株)	別海町別海旭町131	0153⑦2240
	後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154⑥2325
	(株)竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153⑦2144
	(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-20	0153⑦2626
	(株)ホームクリニックオオサキ	釧路市若松町16-16	0154③0039
	(有)釧路設備工業	釧路市愛国西1-10-8	0154⑦3178

下水道の工事は、町の許可を受けた指定店でなければ行うことができません。工事に関する相談や申し込みは、上記の指定店にお問い合わせください。

下水道への 早期接続を お願いします

下水道は、各家庭や工場などから排出された汚れた水をきれいにしてから川に流すことで、清潔な暮らしや地球環境を守るといって大切な役割を担っています。公共下水道が使用できる土地にお住まいで、まだ接続されていないご家庭や事業所の方は、早めに下水道へ接続していただき、早め早めのご理解とご協力をお願いします。

下水道が使用可能な 地域に建物をお持ちの方

- 下水道供用開始から1年以内に、台所や風呂などの排水を下水道に流すための排水設備工事を行わなければなりません。
- 下水道供用開始から3年以内に、くみ取り式トイレは水洗トイレに改築しなければなりません。
- ※下水道区域内で諸事情により下水道に接続していない方は、早期に下水道に接続していただくようお願いいたします。ご家庭用だけでなく、事業用の建物も下水道への接続が必要です。

工事の申し込み

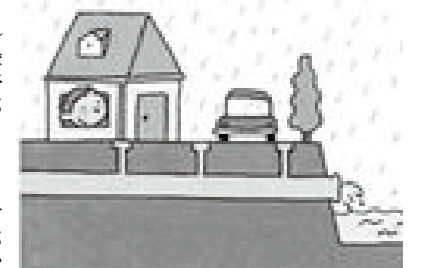
直接、指定店へお申し込みください。指定店は調査、設計見積もりを行い、役場に提出する書類を作成します。
※下水道への接続工事は、指定店(上の表でなければ)行うことができません。

改造工事には助成 (融資・補助)を行います

町では、改造工事に係る費用の助成を行っています。
無利子で資金をあっせんする「融資制度」と、自己資金で改造工事を行う方に補助する「補助制度」があります。

受益者負担金について

受益者負担金は、下水道が使えるようになった土地に対してかかるお金で、1平方メートルあたり360円となっています。原則として、5年かけて納入していただき、完了後は再度かかるものではありません。
負担金の一部は、下水道事業を進めていく上での重要な財源でもあります。ご理解の上、納期限までに納入をお願いします。
納入方法は、一括納付や分割納付とすることもできます。また、既に負担金がかかっている土地についても随時、相談を受け付けています。
ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先／役場水道課設計係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)